

船橋市

要配慮者避難支援

ガイドライン

平成28年4月

船 橋 市

目 次

用語の定義	1
本ガイドラインについて	
1. 要配慮者支援の背景と目的	6
2. ガイドライン策定の背景と目的	6
3. ガイドラインの位置付け	7
4. 災害対策基本法の改正について	8
第1章 自助・共助・公助の役割と連携について	
1. 自助・共助・公助の役割について	9
1-1 自助の役割	
1-2 共助の役割	
1-3 公助の役割	
2. 要配慮者支援の自助・共助・公助の連携について	10
第2章 要配慮者支援に向けた基本的な考え方	
1. 要配慮者支援の基本	11
2. 支援の内容について	12
2-1 避難所等の安全な場所への避難行動支援 避難行動要支援者名簿の作成及び提供方法	13
2-2 避難所等での生活支援について	
第3章 要配慮者の取組み（平常時の備えと災害時の対応）	
1. 身近な人とのコミュニケーション	15
2. 家屋の安全確保	15
3. 災害情報の入手手段等の確認	15
4. 必需品、生活用品の確保	15
5. 災害発生時の状況の想定、必要な支援内容等の発信	15
6. 安心登録カードの登録	16
7. 災害時の対応	16
第4章 地域の取組み（平常時の備えと災害時の対応）	
1. 避難行動要支援者の避難支援における地域力（共助）の必要性	17
2. 避難行動要支援者の避難支援のためのルールづくり	17
3. 避難行動要支援者の所在把握	17
4. 避難支援について	18
4-1 避難支援の基本的な考え方	
4-2 避難支援等のポイント	
5. 避難勧告等の情報伝達	19
6. 防災訓練等の実施	19
7. 安心登録カード事業の普及・啓発	19
8. 災害発生時の支援	19
9. 専門的かつ緊急性を要する人への支援	20
10. 宿泊可能避難所での支援	20

地域住民単独による避難行動要支援者の避難支援（初期初動）	21
避難行動要支援者名簿を活用した避難支援（約半日経過以降）	22

第5章 船橋市の取組み（平常時の備え）

1. 地域による避難行動要支援者の避難支援活動の促進	23
2. 避難行動要支援者名簿による情報の把握・共有	23
3. 要配慮者への情報伝達体制の整備	23
4. 社会福祉施設の把握と情報伝達体制の整備	23
5. 専門的かつ緊急性を要する人への対応	24
6. 食料品、生活用品等の準備	24
7. 医療的ニーズ等への対応	24
8. 避難所の施設環境整備	24
9. 福祉避難所の指定	25
10. 緊急入所等	25
11. 社会福祉施設等との連携・協力体制の構築	26
11-1 社会福祉施設との協力体制の構築	
11-2 介護事業者との連携	
11-3 相談体制や在宅福祉サービス提供体制の構築	

第6章 船橋市の取組み（災害発生時）

1. 災害・避難情報の提供	27
2. 災害時の初期初動対応	27
2-1 安否確認、救出・救護、避難誘導の実施	
2-2 社会福祉施設の被害状況等の把握	
2-3 専門的かつ緊急性を要する人への対応	
2-4 福祉避難所の開設	
3. 被災後の避難生活支援	28
3-1 要配慮者の実態把握	
3-2 被災後の生活関連情報の提供	
3-3 医療機関、福祉避難所等への移送	
3-4 要配慮者に配慮した食事や生活用品の提供	
3-5 要配慮者の相談窓口の設置	
3-6 医療・保健・福祉サービスの提供	
3-7 在宅の要配慮者への支援	
4. 要配慮者に考慮した応急仮設住宅・公営住宅の入居及び支援	31
4-1 応急仮設住宅の整備	
4-2 応急仮設住宅・公営住宅の優先入居	
4-3 見守り活動の実施	
4-4 緊急に通報できる仕組みの整備	

（添付資料）

- 別紙1：要配慮者の特徴と備え・避難時のポイントについて
- 別紙2：安心登録カード記載例

★用語の定義★

本ガイドラインに記載している用語については、次のとおりとします。

【要配慮者】

災害対策基本法の規定に基づく「要配慮者」であり、本市においては「災害時に危険回避行動や避難行動を行うことが困難な場合があり、避難生活、生活の再建において、特に配慮を要する者」を指し、主に次のような人を対象とします。

※本市では、これまで「災害時要援護者」と定義されていました。

- ・移動が困難な人
- ・車いす、補聴器などの補装具を必要とする人
- ・情報を入手したり、発信したりすることが困難な人
- ・急激な状況の変化に対応が困難な人
- ・薬や医療装置が常に必要な人
- ・精神的に不安定になりやすい人

具体的には、高齢の方や心身に障害や疾病がある人、状況によっては手助けが必要となる妊婦、乳幼児などのうち、災害時に自力や家族の力だけでは避難できないため、地域に特に配慮を求めている人などであり、外国人も該当します。

※要配慮者の特徴と備え・避難でのポイントについて

【参照】別紙1：「要配慮者の特徴と備え・避難時のポイントについて」

この表は要配慮者の特徴と日頃の備えや避難時のポイントを例示的にまとめたもので、これらの内容は決して一律的なものではなく、またすべての事象を網羅しているものでもありません。

災害時には想定できない様々な状況が起こりうるため、要配慮者一人ひとりのニーズの違いを理解して支援にあたる必要があります。

【避難行動要支援者】

災害対策基本法の規定に基づく「避難行動要支援者」であり、本市においては、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人を指し、以下の要件（船橋市避難行動要支援者名簿登載基準）の人を対象とします。

◆ 船橋市避難行動要支援者名簿登載基準 ◆

在宅で暮らす次の者（施設や病院、サービス付き高齢者向け住宅などに長期に入所、入院や居住している者は対象としない）

- ① 65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯でかつ要支援1から要介護2の者
 - ② 要介護3以上の者
 - ③ 身体障害者手帳所持者（1・2級）ただし免疫障害者除く
 - ④ 療育手帳所持者（A判定）
 - ⑤ 精神保健福祉手帳所持者（1級）
 - ⑥ 難病患者（重症認定患者、筋萎縮性側索硬化症患者、人工呼吸器装着者）
 - ⑦ 小児慢性特定疾病児童（人工呼吸器装着者）
 - ⑧ その他市長が認めた者
- ・①から⑦に該当しないが、相応の支援を必要とすると認められる者
 - ・災害時要援護者名簿（旧制度）に登載されていた者で、①から⑦に該当しないが、引き続き避難行動要支援者名簿への登載を希望する者

【避難行動要支援者名簿】

災害対策基本法の規定に基づく「避難行動要支援者名簿」であり、地域住民における要配慮者支援活動のバックアップと避難者のうち緊急入所が必要な人のリストアップなどを目的に、健康福祉局（介護保険課、障害福祉課、保健予防課）の所管業務遂行上のために収集した要配慮者情報から、船橋市避難行動要支援者名簿登載基準により抽出された、避難行動要支援者と定義する人が登載された名簿です。本市においては、次のとおり活用します。

- 市は避難支援等の災害発生に備え、本人の同意を得られた人は、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供し、日頃より、安心登録カード事業等を通じて、避難行動要支援者の支援に活用します。
- 名簿を宿泊可能避難所に配備し、災害が発生、または発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要であると認めるときは、避難行動要支援者の安否確認等に活用します。
- 名簿の更新は適宜行い、避難支援等関係者への情報提供は年に1回行います。

なお、避難行動要支援者名簿情報は個人情報であり、個人情報保護の観点から必要最低限の限られた範囲での利用とし、データの流出の防止等、情報管理の適切な措置を講じます。

さらに、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿の外部提供を行う場合には、個人情報の取り扱いや避難支援等関係者個人に、守秘義務が課されていること等の説明を十分行い、覚書を交わす等の措置を講じます。

◆ 避難行動要支援者名簿情報 ◆

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする理由（名簿に登載する者の要件）
- ⑦前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

【手上げ事業（避難行動要支援者名簿情報の外部提供の同意）】

避難行動要支援者名簿情報の外部提供の同意であり、市が把握している避難行動要支援者情報を基に、避難行動要支援者本人に災害時等の支援が必要かどうかの意思を確認し、支援が必要な避難行動要支援者本人の同意のもと、平常時より避難支援等関係者へ情報提供を行い、地域（安心登録カード事業など）と情報共有するための事業です。

【避難支援等関係者】

災害対策基本法の規定に基づく「避難支援等関係者」で、外部提供用の避難行動要支援者名簿により、避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者であり、本市においては、市社会福祉協議会、消防団、警察署（船橋警察署・船橋東警察署）です。

また、安心登録カード事業を通じ、地区社会福祉協議会、町会・自治会、民生委員・児童委員も避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わります。

なお、避難支援等関係者などは自分自身及びその家族の安全確保を優先した上で、避難行動要支援者の支援にあたり、避難行動要支援者に対しては、避難支援等関係者などによる避難支援が困難になる可能性があることを理解してもらいます。

【安心登録カード事業】

市社会福祉協議会と各地区社会福祉協議会が主体となり、船橋市自治会連合協議会と船橋市民生児童委員協議会が協力して行っている事業であり、高齢者でひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯の方、障害がある方等に対する日頃の見守り活動をはじめ、事件・事故、突発的な病気などの緊急時や災害時での救援・支援のために「安心登録カード」（自分の情報）を登録し、地域で共有するものです。

なお、避難支援の度合いにより、対象者の優先度を決定し選別しています。

【地域】

船橋市における各地域での防災活動は、概ね町会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会（地区社会福祉協議会含む）等が中心となって地域住民とともに担っているため、本計画においての「地域」という言葉は、町会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会（地区社会福祉協議会含む）を主に指すこととします。

【避難場所・避難所】

船橋市は次のような場所を避難場所・避難所に指定しています。

（広域避難場所）

同時多発火災等が発生し、人命に著しい被害を及ぼすと予測される場合の避難に適する大きな公園、大学などです。

（一時避難場所）

一時的に避難できる広場、公園、学校の校庭などです。

（宿泊可能避難所）

被災者の住宅に対する危険が予想される場合や住宅の損壊等により生活の場が失われた場合に、一時的宿泊滞在が可能な設備を有する施設で、小・中学校の体育館、公民館などです。

【福祉避難所】

宿泊可能避難所では対応できない要配慮者のため、何らかの配慮（畳のある部屋の設置や出入口へのスロープの設置など）がなされた避難所です。

宿泊可能避難所の一部に必要な設備等を整え「福祉避難所」とするほか、社会福祉施設などの施設の全部又は一部を転用して「福祉避難所」とします。

教室、保健室を含め、一般の避難所に要配慮者のために区画された部屋も、「福祉避難所」の一部として使用します。

本ガイドラインについて

1. 要配慮者支援の背景と目的

国では、災害時の要配慮者への避難を手助けする仕組みづくりへの対策を行うために、平成18年に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（※当時は災害時要援護者）を取りまとめ、自助・共助を中心とした地域における要配慮者避難支援の体制づくりを目指してきました。

しかしながら、平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。他方で、例えば、消防職員・消防団員や民生委員の死者・行方不明者は337名にのぼるなど、多数の支援者も犠牲となりました。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、実効性のある避難支援がなされるよう、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者で、特に支援を要する者を避難行動要支援者とし、避難行動要支援者名簿の作成を義務化し、名簿情報を避難支援等関係者に情報提供することなどが定められました。

また、法改正による留意すべき事項及び関連する参考となる事項をその内容として、平成25年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が作成され、地域の特性や実情を踏まえつつ、災害発生時に一人でも多くの避難行動要支援者の生命と身体を守ることを重要な目標としております。

2. ガイドライン策定の背景と目的

本市においては、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」等を参考に、平成24年3月に「船橋市災害時要援護者避難支援ガイドライン」（※当時は災害時要援護者）を策定し、要配慮者対策に取り組んでまいりました。

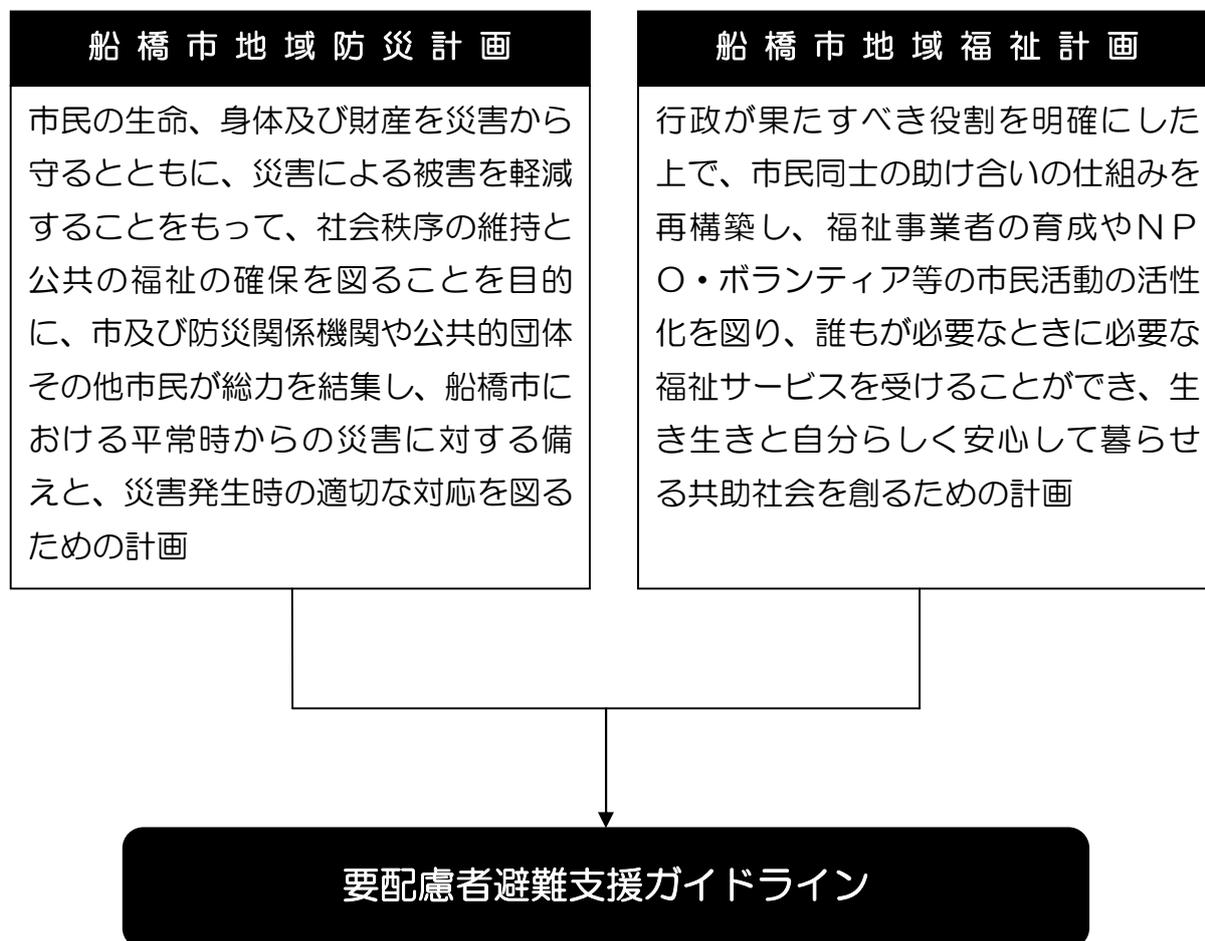
しかし、東日本大震災を機に、国では災害対策基本法を改正し取組指針を公表するなど、避難行動要支援者対策の見直しを図っています。

本市では、これまでのガイドラインで述べてきた「要配慮者の自助・共助・公助を基本とし、要配慮者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図る」という考えは変えませんが、災害対策基本法の改正に対応するよう地域防災計画を改正しました。

そして、地域防災計画に基づき、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考とし、本市の実情に拠ることができるよう、「船橋市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を「船橋市要配慮者避難支援ガイドライン」として見直すこととしました。

3. ガイドラインの位置づけ

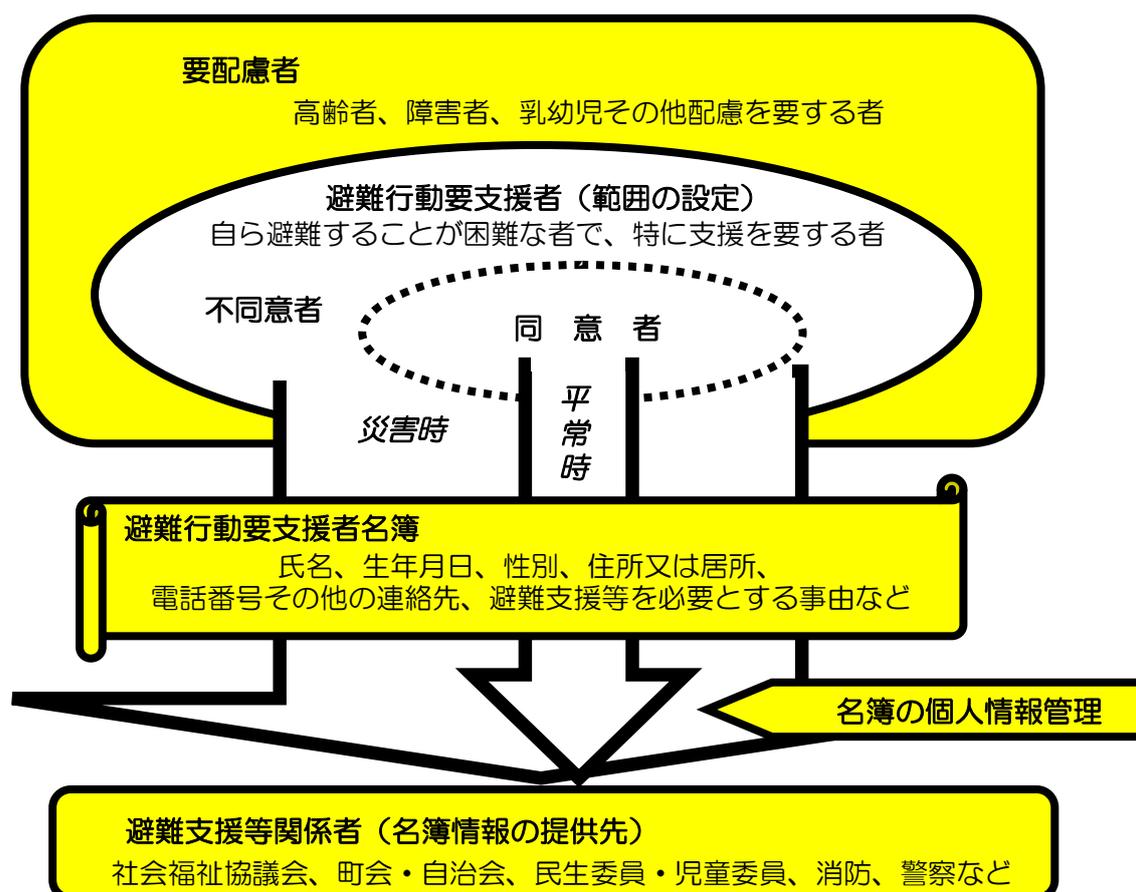
本ガイドラインは、『船橋市地域防災計画』の下位計画として位置づけられ、『船橋市地域福祉計画』と併せて、地域における体制づくりなどの取組みを具体化していくための指針となります。



4. 災害対策基本法の改正について

平成25年6月の災害対策基本法の主な改正点は、以下のとおりです。

- 災害時等に配慮を要する者を要配慮者（※従来は災害時要援護者）とし、その者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者で、特に支援を要する者を避難行動要支援者とする。
- 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること。
- 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から社会福祉協議会、町会・自治会、民生委員・児童委員、消防、警察などの避難支援等関係者に情報提供すること。
- 災害が発生又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者及びその他の者に提供できること。
- 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずること。



第1章 自助・共助・公助の役割と連携について

1. 自助・共助・公助の役割について

1-1 自助の役割（要配慮者自身や家族）

○自分の身は自分で守ることを基本とし、自らの確かな防災行動の実施に努めます。

- ・防災意識の維持・向上
- ・災害時における避難行動の事前確認
- ・自らの行動を判断するために必要な情報入手手段の確保
- ・災害時に自ら行動できない方は、避難支援について平常時から周りの方に願います。
- ・「安心登録カード事業」への登録

1-2 共助の役割（地域や自主防災組織）

○自分たちの住んでいる地域は自分たちで守ることを基本とし、個々人の防災行動を支援する地域防災力の向上を図ることに努めます。

- ・自主防災組織の結成や活動
- ・個々の地域の実情に応じた防災情報の共有化
- ・避難行動要支援者の避難誘導・支援
- ・地域防災リーダーを中心とした広報・教育・訓練の実施
- ・「安心登録カード事業」への参加

1-3 公助の役割（市、消防、消防団、警察、自衛隊など）

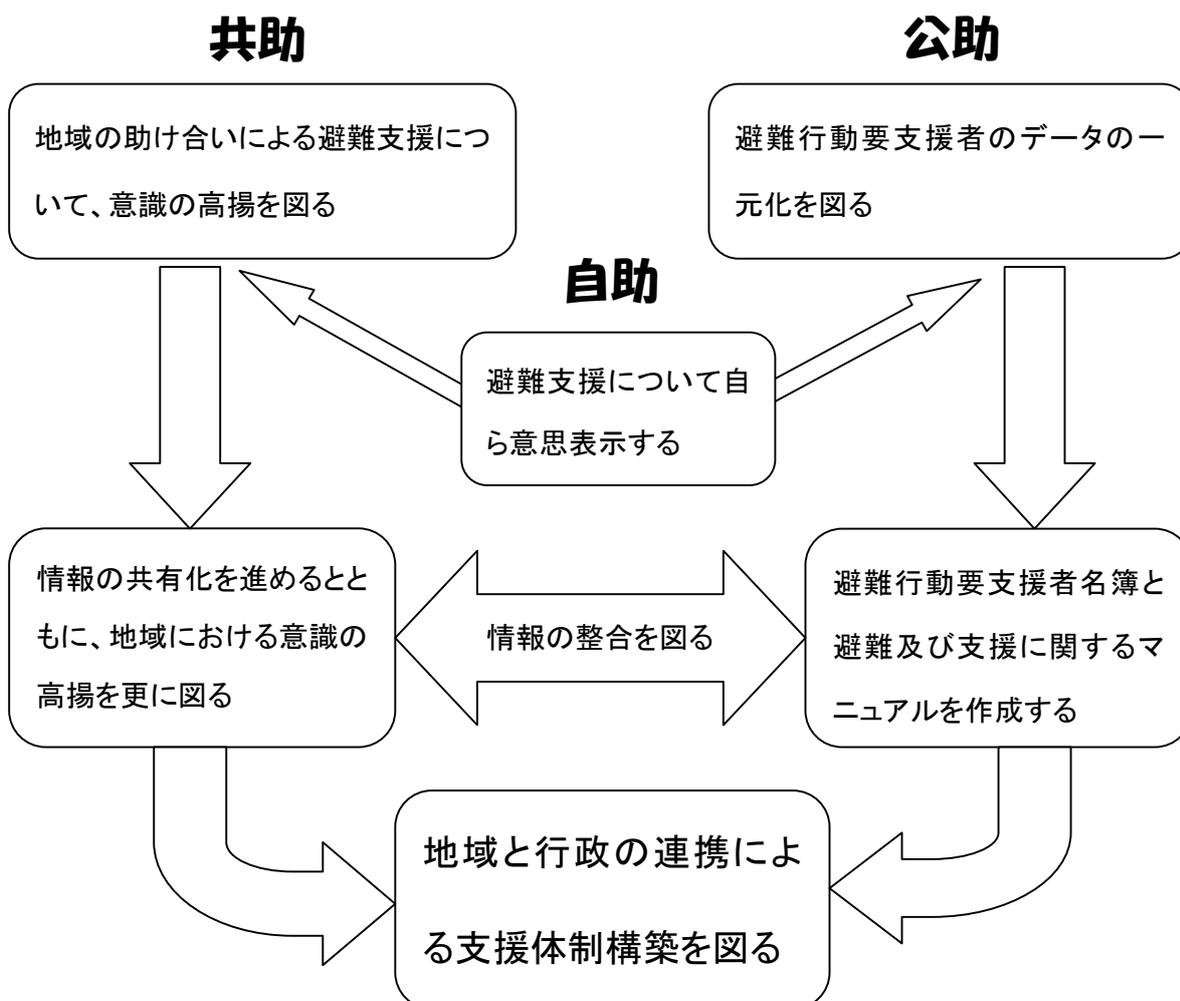
○避難行動要支援者の避難支援活動の促進を基本とし、防災情報の伝達・共有を迅速かつ確実に図れる体制を整える。

- ・防災情報の伝達・提供の体制の構築・強化
- ・避難場所等の確保と設営
- ・自主防災組織の活動支援
- ・地域防災リーダーの活動支援
- ・防災意識向上のための広報・教育・訓練の推進
- ・個々人が的確な情報を入手できる情報提供環境の整備
- ・災害時における有用な情報提供、物資の支援、救助活動など
- ・「安心登録カード事業」の支援

2. 要配慮者支援の自助・共助・公助の連携について

要配慮者支援の 自助・共助・公助の役割分担

地域住民との協働による支援体制づくり等の過程を通じて、自助・共助・公助が織り成す助け合いの和（輪）＝共助社会が広がるとともに、地域における助け合いの中で新たな出会いが生まれ、さらには親交が深まることを期待しています。



第2章 要配慮者支援に向けた基本的な考え方

1. 要配慮者支援の基本

災害発生直後など一刻を争う事態では、都市機能や消防も含め行政の機能も混乱が予想され、支援体制が整うまでには一定の時間を要します。また情報の収集、被害確認や組織的な救助や避難状況の把握ができにくい状況になります。そのような状況のなかでは、地域の主体的な対応が最も重要であることが、過去の災害の教訓として明らかになっています。

また、災害対策基本法の基本理念でも、自助・共助・公助なくしては、災害に対処することは困難であるため、こうした自発的な防災活動を行政としても促進することと定めています。

また、要配慮者の支援の取組みは、被害を未然に防ぐための備え「防災」であるとともに、万一の被害を想定した上で、少しでも被害を軽減しようとする努力「減災」を考え方の基盤に置くことが重要であり、いつ発生するか予想できない災害への備えは、絶えず行わなければならない継続的な取組みであり、これを日常生活の中で、地域に定着することが必要です。

2. 支援の内容について

支援には、大きく分けて、避難所等の安全な場所への避難支援と、避難所等での生活支援の2つが想定されます。

2-1 避難所等の安全な場所への避難支援

阪神・淡路大震災において、倒壊家屋等から救出・救助された方の9割以上が、自助や共助によるものであったことから、日頃からの「向こう三軒両隣」の支え合いの延長上に、大規模災害時における避難行動要支援者への避難支援があると考えられるため、自助・共助を避難支援の基本とします。

避難支援の主な内容は次のとおりです。

- ① 安否確認
- ② 救出・救助
- ③ 避難誘導等

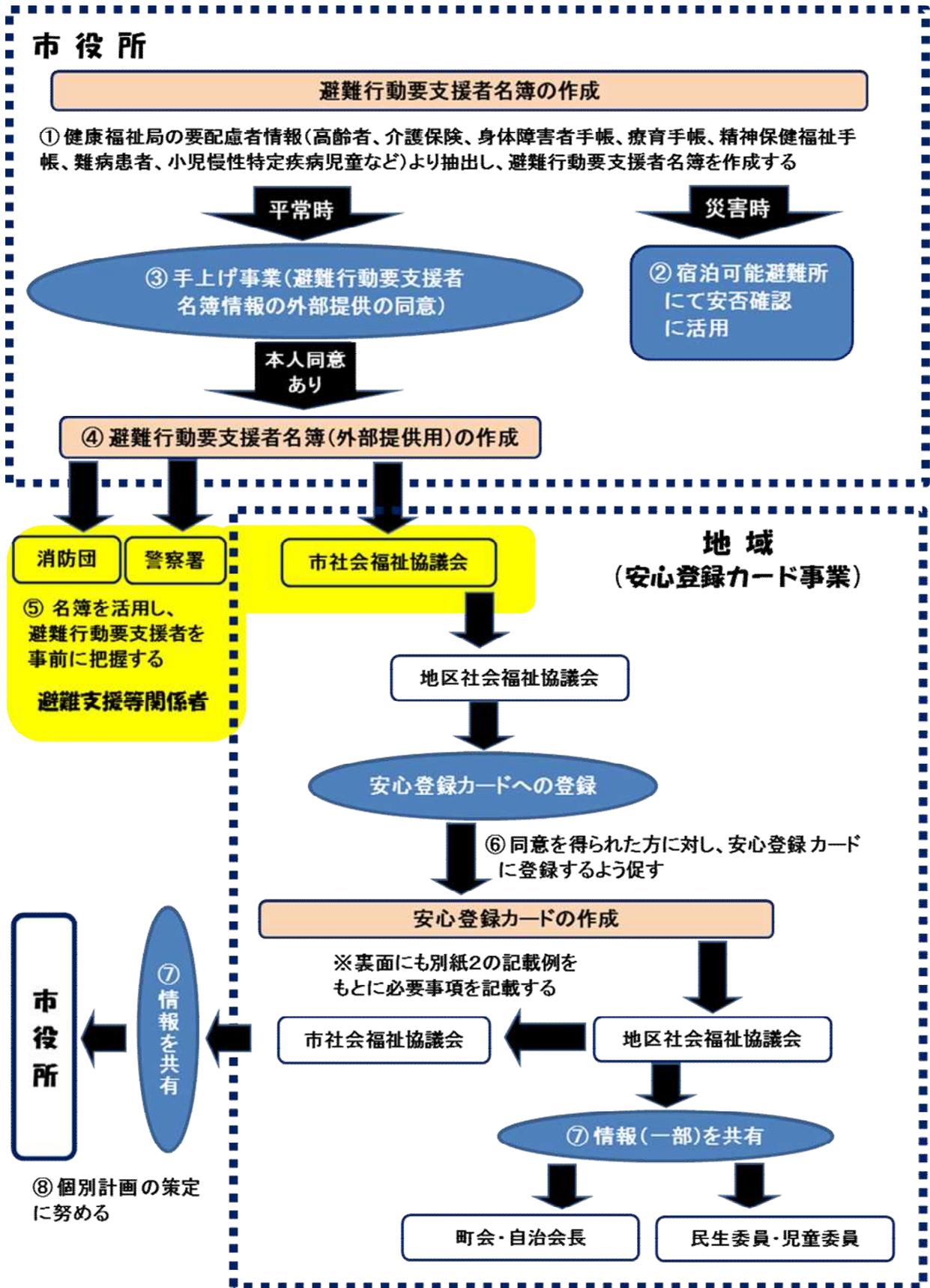
なお、これらの避難支援のためには、市により避難行動要支援者名簿が作成され、地域等に提供されます。

「避難行動要支援者名簿の作成及び提供方法について」

避難行動要支援者名簿の作成及び提供方法は下記のとおりです。

- ① 市は、健康福祉局の所管業務遂行上のために収集した要配慮者情報を抽出し、避難行動要支援者名簿を作成します。
- ② 名簿を宿泊可能避難所に配備し、災害発生または発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があるとき、避難行動要支援者の安否確認等に活用します。
- ③ 市は避難行動要支援者名簿に登載されている方に対し、ダイレクトメール等により災害時等に他からの支援が必要かどうかの意思確認を行い、自らの情報を地域へ開示することについての同意を得ます。
- ④ 市は、同意を得た方の情報を整理し、氏名・住所等の基礎情報を基に外部提供用の避難行動要支援者名簿（同意者のみ）を作成し、避難支援等関係者（市社会福祉協議会、消防団、警察署）に提供します。なお、同意が得られなかった方の安否確認等については、災害時において、宿泊可能避難所に設置された名簿が活用されます。
- ⑤ 消防団・警察署は外部提供用の避難行動要支援者名簿により、避難行動要支援者を事前に把握しておき、災害時には可能な限り避難支援等を行います。
- ⑥ 市社会福祉協議会は、地区社会福祉協議会に同意を得た方の情報を提供し、地区社会福祉協議会は同意を得た方に対し、町会・自治会、民生委員・児童委員と連携し安心登録カードへの登録を促します。
- ⑦ 安心登録カードに登録された方の情報は、地域の町会・自治会長、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、また市との共有を進めます。なお、町会・自治会長、民生委員・児童委員については、共有される情報が一部限定されます。
- ⑧ 市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、安心登録カード事業を通じて、避難支援関係者と連携した個別支援計画の策定に努めていきます。

避難行動要支援者名簿作成及び提供方法について



2-2 避難所等での生活支援について

過去の災害を振り返ると、避難生活が被災者に大きな負担をかけることが想定されま
す。

特に要配慮者は、生活環境の悪化に対する適応力が十分でないことから、福祉避難所
等を整備するとともに、物資の支給を優先的に行う等の配慮が必要となります。

また自宅が損壊していない等、避難所に避難する必要がなく、自宅にて生活を送るケ
ースにおいても、ライフラインの断絶等により、飲料水や食料等の支給が必要となるほ
か、要配慮者の健康状態によっては、医療機関等への移送も必要となります。

このようなケースに対応するためには、要配慮者の避難状況やニーズを的確に把握す
る必要があり、自助・共助・公助の相互連携が非常に重要です。

避難生活支援の主な内容については、次のとおりです。

- ① 要配慮者の避難状況の把握
- ② 要配慮者のニーズの把握
- ③ 避難スペースの優先的提供
- ④ 支援物資の優先的支給
- ⑤ 介助等の実施
- ⑥ 災害対策本部等を通じた関係機関への支援要請

第3章 要配慮者の取組み（平常時の備えと災害時の対応）

要配慮者は、避難が困難であったり被災後の生活に不安が予想されるため、災害発生時に身の安全を確保し、被害を最小限にするために、以下の事項のうち自分でできる災害への備えに努めます。

1. 身近な人とのコミュニケーション

- ・日頃から、隣近所等、身近な人たちとのコミュニケーションを大事にし、防災訓練や地域の活動などにも積極的に参加し、自分のことをよく知ってもらうことが大切です。

2. 家屋の安全確保

- ・家具の固定等、家屋の安全対策（耐震調査や耐震化）を行います。自分自身や家族で作業が困難な場合は、隣近所へ協力を依頼します。

3. 災害情報の入手手段等の確認

- ・日頃から、非常災害時における災害情報等の入手方法について、携帯電話における「緊急速報メール」及び「ふなばし災害情報メール」、テレビ、ラジオ、インターネット、FAX等、自身の状況に応じた可能な方法を確認し必要な機器の準備に努めます。
- ・各種団体が発信するネットワークの活用等、自らの安全に必要な情報の入手方法を把握します。

4. 必需品、生活用品の確保

- ・自身の状況に応じて必要な医薬品、医療器具、食料・水などの生活用品等を準備しておきます。特殊な医薬品・医療器具を使用している場合はおおむね1週間分の確保をしておきます。
- ・災害時に自らの所在を知らせる笛等を用意しておきます。

5. 災害発生時の状況の想定、必要な支援内容等の発信

- ・「船橋市洪水ハザードマップ」、「船橋市津波ハザードマップ」や、「防災ハンドブック」等を参考に災害発生時の状況をイメージできるよう努めます。
- ・「自分でできること」「自分だけではできないこと」を明らかにして、地域に自分の情報を発信することで、いざという時に助けてもらえる環境づくりとして、市社会福祉協議会が実施している「安心登録カード事業」に積極的に登録するように努めます。
- ・なお、「安心登録カード事業」に登録できない地域もあることから、その他の地域団体（町会・自治会等）や隣近所の方と普段の近所付き合いの中で、災害時等の協力関係の構築に努めます。

6. 安心登録カードの登録

- 65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者だけでお暮らしの方、障害がある方などが安心して住み続けられるように、日頃の見守り活動をはじめ、事件・事故、突発的な病気などの緊急時や災害時での救援・支援のために「安心登録カード」を登録する事業が実施されています。要配慮者自身は地域に自分のことを知ってもらい、いざという時に救援・支援してもらうためにも自発的に登録するよう努めます。

(参照) 別紙2：「安心登録カード記載例」

7. 災害時の対応

- ひとりで避難が困難な場合等は、笛を吹く等、自らの所在を周囲へ知らせるよう努めます。
- 災害時には、自らの知識や経験に基づいて、同じ立場の被災者に対してできることがあれば積極的に協力するよう努めます。
- 災害発生時には、安心登録カードを持ち出す等、自分に必要な支援内容がわかるようにしておきましょう。

第4章 地域の取組み（平常時の備えと災害時の対応）

1. 避難行動要支援者の避難支援における地域力（共助）の必要性

阪神・淡路大震災での事例からも、すべての地域に、消防・警察・自衛隊などの防災関係機関の救援が十分に行き渡ることが極めて難しい状況が発生し、防災関係機関の人手が極めて不足する中であって、倒壊した家具の下敷きになった人たちを、隣近所の人たちが力を合わせて救出し、多くの尊い命が救われました。その割合は、近隣住民や家族などによる救出が全体の約98%とも言われています。このことから、避難行動要支援者の大切な命を災害から守るためには、地域における防災活動の担い手である町会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会（地区社会福祉協議会含む）等の日頃からの活動を通じて、住民同士が力を合わせて防災対策に取り組んでいくことが大切です。避難支援の実施にあたっては、避難行動要支援者情報の把握が重要となります。

2. 避難行動要支援者の避難支援のためのルールづくり

- 地域は、災害図上訓練や地域の防災マップの作成等により、防災上のまちの問題点や課題、地域の人材、活用できる地域資源等を確認し、救出、救護及び避難支援方法等、避難行動要支援者の支援に関する具体的方策を検討します。
- 地域は、より効果的な避難行動要支援者の支援の取組みを進めていくため、避難行動要支援者の支援内容や支援者の選出方法などに関するルールについて、地域での話し合いを進め、避難行動要支援者の状況や、組織体制・活動内容、地域資源等、地域の特性を踏まえたルールづくりに努めます。
- 策定したルールは地域内に広く周知するとともに、取組みの実践を通じて点検し、必要に応じ修正を加えながら、より実効性のあるルールづくりに努めます。

3. 避難行動要支援者の所在把握

- 避難行動要支援者の支援は隣近所など地域の手助けが何よりも力となりますが、地域内で災害時に避難行動要支援者の安否確認、救出、救護を迅速に行うには避難行動要支援者情報の把握が不可欠です。
- 地域は、安心登録カード事業を実施している地域では、安心登録カードを地区社会福祉協議会に登録するよう避難行動要支援者本人に促します。
- 安心登録カード事業が実施されていない地域は、安心登録カード事業への参加に努めます。
- 市が行う手上げ事業（避難行動要支援者名簿情報の外部提供の同意）により、避難支援等関係者による支援を希望される避難行動要支援者の方の氏名・住所等の基礎情報を基に作成された外部提供用の避難行動要支援者名簿を地域で共有する際は、個人情報取り扱いや避難支援等関係者個人に、災害対策基本法に基づく守秘義務が課されていること自覚するとともに、プライバシーに十分配慮し適切に管理する必要があるため、保管場所等を含めて、個人情報の取扱い等に関するルールを地域で定めておくことが必要です。

4. 避難支援について

4-1 避難支援の基本的な考え方

- 避難行動要支援者については、基本的に地域ぐるみで把握し見守る支援体制をとりまします。そのため、日頃から地域でコミュニケーションをとるよう心掛けまします。
- 支援者が必要な場合については、避難行動要支援者本人が可能な範囲で支援者を探して支援をお願いします。その際には、支援内容がわかるよう安心登録カードの写し等を支援者に渡まします。しかし、災害発生時において支援者が不在等のときに、避難行動要支援者に必要な支援内容が不明となる可能性があることから、避難行動要支援者本人も安心登録カードをすぐ持ち出せるようわかりやすい場所に保管（冷蔵庫に貼る、電話機の横に吊るす等）しておくようにまします。
- 避難支援は、安心登録カード事業のしくみを活用して進めていまします。
- 災害時には、支援者も被災者となる可能性があることや、被災状況により支援が困難な状況も考えられることから、支援者は避難行動要支援者の方の支援ができなくても責任を負うものではありません。
- また、地域では日常的に要介護者に接している介護事業者との連携を図り、避難支援に向けて協力を要請まします。市はこうした地域の活動が円滑に進むよう介護事業者等との協力体制の構築に努めまします。

4-2 避難支援等のポイント

- 風水害では避難準備情報等の発令による事前の避難行動が重要であり、地震等の突発的な災害では初動期における避難支援はもとより安否確認や被災者の救援活動、ライフライン途絶時の在宅支援などが考えられることから、避難行動要支援者の支援にあたっては、こうした災害ごとの対応の違いを踏まえておまします。
- 市が作成した洪水ハザードマップ、津波ハザードマップにより想定される被害を確認し避難場所への避難経路について把握まします。
- 居住家屋の状況及び家族の援助の有無等を考慮まします。
- 要配慮者は身体面、精神面など様々な点で周囲の支えを必要とするため、それぞれの特徴を十分踏まえた避難行動、避難生活などを考慮まします。
- 医療機関等への移送等が必要な要配慮者については、移送手段や受入機関等を要配慮者と確認・共有し把握しておまします。
- 安心登録カードの情報は、地区社会福祉協議会から市社会福祉協議会を経由して市との共有を進めまします。なお、安心登録カード登録者で支援者を選定するに至らず、支援者等が記入されていない場合でも同様に、情報を地区社会福祉協議会から市社会福祉協議会を経由して市との共有を進めまします。

5. 避難勧告等の情報伝達

- 地域は、災害発生のおそれがあるときに迅速な避難を促すため、本ガイドライン等を参考にして、市が発する避難勧告や報道機関の発する災害情報等を、要配慮者個々の状況に応じた伝達経路や手段を考慮し、情報伝達に努めます。
- 地域は、携帯電話を保有している要配慮者に対し、災害・避難情報を直接要配慮者が、「緊急速報メール」及び「ふなばし災害情報メール」を携帯電話のメールで受信するためのアドレス登録を行うよう働きかけます。

6. 防災訓練等の実施

- 地域は、災害時に適切な避難支援行動が取れるよう、避難誘導の経路や方法を確認する避難訓練や、避難所運営訓練等、要配慮者の参加を得た実践的な防災訓練を定期的に行うよう努めます。
- 地域は、要配慮者が避難訓練等に参加しやすい環境の醸成に係る協力を、市及び社会福祉施設や関係機関・団体等に要請します。
- 要配慮者自身での家屋の安全対策が困難な場合、地域は、要配慮者宅の家具の移動や固定及び市の耐震診断・改修補助事業の制度の周知等、住宅点検の支援に努めます。

7. 安心登録カード事業の普及・啓発

- 地域は、市社会福祉協議会（地区社会福祉協議会含む）を中心とし、安心登録カード事業の普及・啓発を行い、1人でも多くの避難行動要支援者を中心とした要配慮者が登録するよう努めるものとします。

8. 災害発生時の支援

- 地域は、地震発生時や風水害時等の円滑かつ迅速な要配慮者の避難を確保するため、非常災害時における災害情報等について、例えば代表者から情報を担当する者を経て支援者に伝える等、情報伝達体制を整備し、要配慮者へ早急な伝達を行います。
- 大規模災害直後は、市の災害対応や他都市からの広域消防応援、自衛隊等による支援体制等が整うまでに一定の時間を要することから、地域は単独で安心登録カード等により災害ごとにあらかじめ定めた体制、方法に基づき、避難行動要支援者の速やかな安否確認、救出、救護及び避難支援行動に努めます。
- 市職員は避難所へ到着後、避難行動要支援者の情報を参照して安否確認等を行います。安否確認に漏れが判明した場合は、地域は市と協力し、避難行動要支援者の安否確認、救出・救護などの災害対応に努めます。

9. 専門的かつ緊急性を要する人への支援

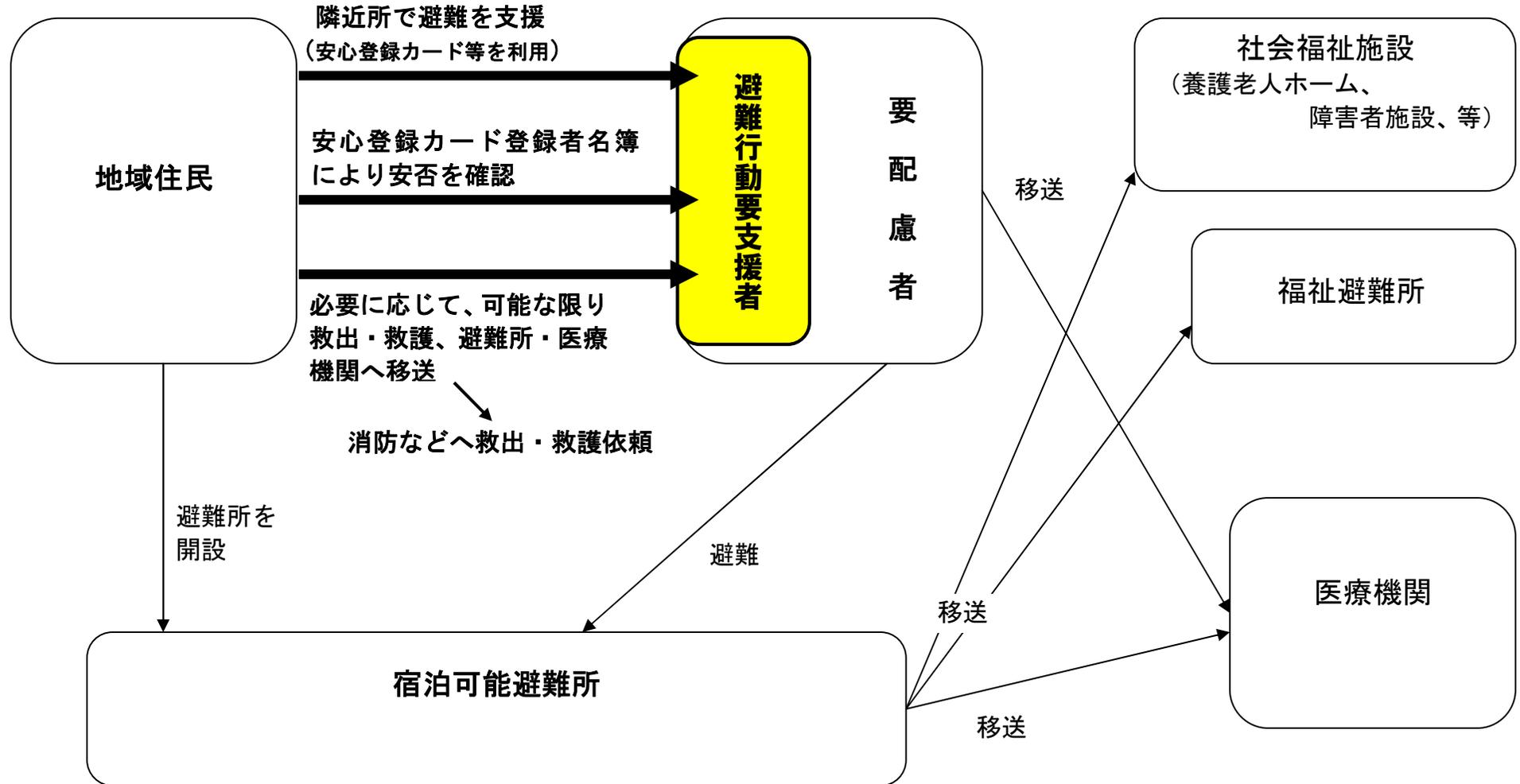
- 地域は、医療機関等への依存度が高く緊急性を要する人に対しては、安心登録カードに基づき、移送の支援や関係機関への連絡調整等の支援をします。共助での対応が難しい場合は市に対処を求め、市が関係機関等へ支援を要請します。
- 体調不良や精神的に不安定になった人などについても市に対処を求めます。

10. 宿泊可能避難所での支援

- 地域は、宿泊可能避難所が開設されたら市と連携し、要配慮者への相談対応、必要なスペースの確保、確実な情報伝達、支援物資の提供等を行い、避難所環境の配慮に努めます。
- 地域は、市と連携して宿泊可能避難所での生活が困難な要配慮者の福祉避難所等への移送を支援します。

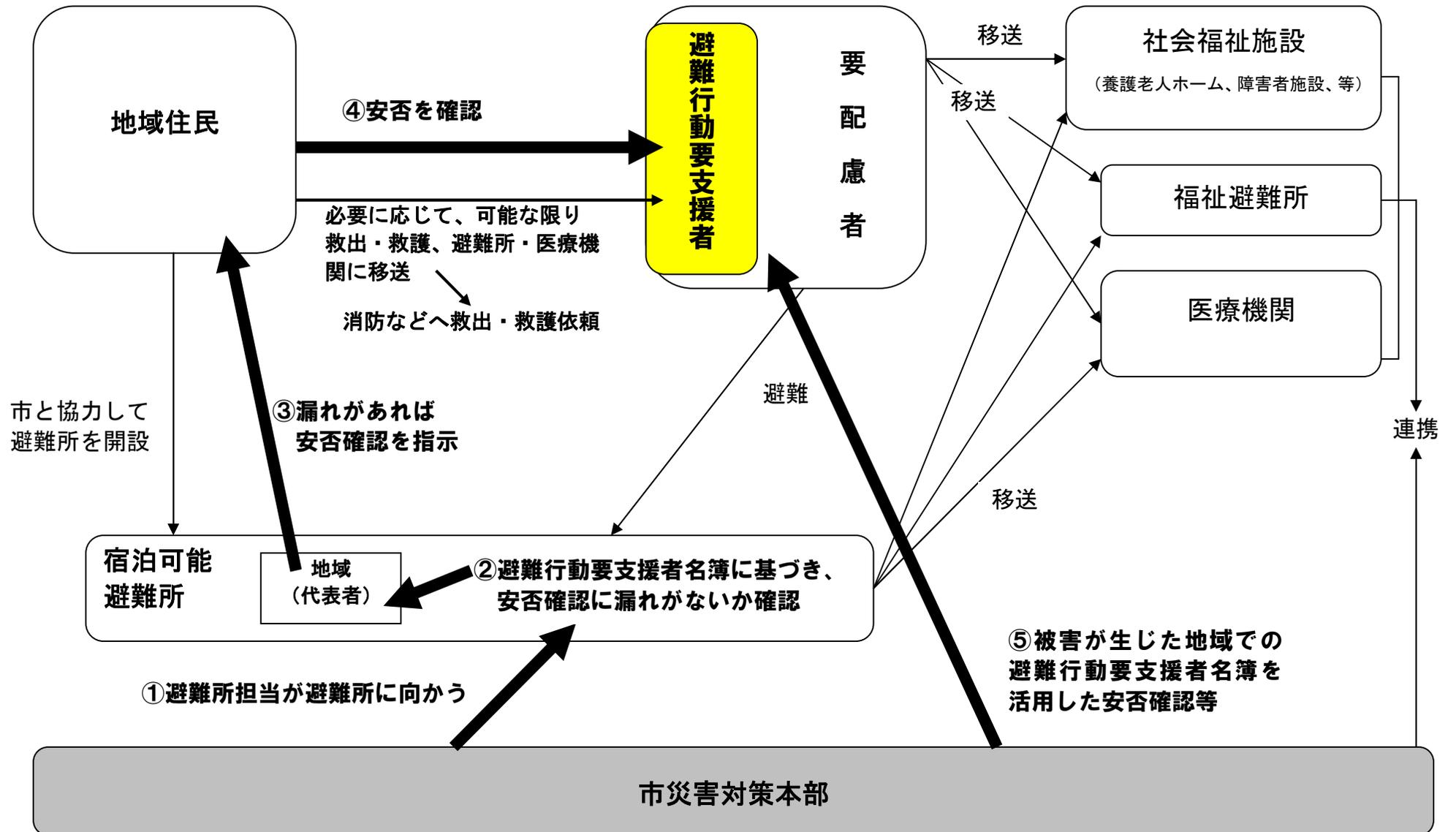
(大規模な地震災害が発生した場合)

地域住民単独による避難行動要支援者の避難支援（初期初動）



(大規模な地震災害が発生した場合)

避難行動要支援者名簿を活用した避難支援 (約半日経過以降)



第5章 船橋市の取組み（平常時の備え）

1. 地域による避難行動要支援者の避難支援活動の促進

- 市は、災害時に避難行動要支援者の迅速かつ安全な避難を図るため、地域による実効性のある支援体制の確立や訓練計画の策定等の取組みを支援します。
- 市は、手上げ事業（避難行動要支援者名簿情報の外部提供の同意）について、冊子やホームページ等を通じて市民に周知します。併せて安心登録カード事業についても、地域での日頃からの避難行動要支援者を中心とした要配慮者支援活動が災害時にも役立つことを考慮し、その促進を図るため、活動主体となる市社会福祉協議会（地区社会福祉協議会含む）を支援します。
- 市は、地域関係団体との連携の場において、避難行動要支援者の避難支援に係る具体的方策を話し合う機会を設けるとともに、町会・自治会、自主防災組織を中心とした地域防災の取組みに積極的に参画するよう働きかけを行います。

2. 避難行動要支援者名簿による情報の把握・共有

- 避難行動要支援者の避難支援は自助、地域の共助が基本となり、そのためには地域での避難行動要支援者情報の把握が必要不可欠ですので、市は、避難行動要支援者名簿を基に手上げ事業（避難行動要支援者名簿情報の外部提供の同意）を行い、避難行動要支援者情報を避難支援等関係者（市社会福祉協議会、消防団、警察署）へ提供し、市社会福祉協議会が実施する安心登録カード事業により、地域での避難行動要支援者情報の把握・共有について進めます。

3. 要配慮者への情報伝達体制の整備

- 市は、要配慮者が避難に時間を要することから、洪水時の避難勧告基準により、避難勧告に先立ち避難準備情報を適切に発表するよう努めます。
- 市は、聴覚・視覚・知的障害など、多様な情報取得困難者を想定した情報伝達手段により情報が伝達されるよう体制の整備を図ります。
- 市は、要配慮者の支援関係団体や情報伝達に必要な専門的技術を有する団体や個人等（盲ろう通訳・介助員、手話通訳者及び要約筆者等）を把握し、災害発生時に情報伝達や相談業務のための避難所等への派遣等の協力が得られるよう、それらの団体等と連携したネットワークの構築に努めます。
- 市は、災害時における市からの情報伝達方法について、あらかじめ広く住民に周知します。

4. 社会福祉施設の把握と情報伝達体制の整備

- 市は、社会福祉施設について平常時より把握しておくよう努めます。
- 市は、非常災害時における災害情報等について市内の社会福祉施設へ伝達する体制を整

備しておきます。

- 市は、災害時に施設入所者及び通所者の安全が確保されるよう施設管理者に防災啓発を行います。
- 社会福祉施設のうち本市の管理施設については、施設所管部局と連携し、災害発生時に備え具体的な諸活動にかかる対策を定めたマニュアルを策定しておくとともに、防災訓練の実施や利用者への意識の向上に努めることとします。またそれ以外の民間施設に対しても、関係部局において、同様の取組みを行うよう要請するとともに必要な支援を行うことができるよう努めます。

5. 専門的かつ緊急性を要する人への対応

- 市は、人工呼吸器等を使用している在宅難病患者等の医療依存度の高い人についても、要配慮者の状態把握の中で確認しておき、平常時より自主的な備えを促し、災害時等には情報提供するなど、安全確保に努めます。

6. 食料品、生活用品等の準備

- 市は、要配慮者に配慮した食料品、介護用品を含む生活用品等について、現状備蓄に加え民間企業や団体等と協定を締結することにより調達・運搬体制の整備をしておきます。

7. 医療的ニーズ等への対応

- 市は、要配慮者にとって必要になると見込まれる医薬品・医療材料について、現状備蓄に加え、関係機関等と協定を締結することにより調達・運搬体制の整備を図ります。

8. 避難所の施設環境整備

- 市は避難所となる施設と連携し、災害時に必要な食料品や車いすや紙おむつ等の介護用品を含む生活用品等について、あらかじめ定める数量を安全なスペースに保管しておきます。
- 市は、避難行動要支援者名簿等を基に対象区域に居住する避難行動要支援者の概数を把握し、施設規模と比較し避難行動要支援者が多数におよび収容が困難になる事が想定される場合には、近隣の避難所や福祉避難所との連携方法をあらかじめ調整しておきます。
- 特に体育館等での避難生活が長期化する場合に備え、市はプライバシーへの配慮や生活環境を整備するため、緊急時における必要物資の迅速な調達及び各避難所への配送・提供等に関して、民間企業等との間で協定の締結に努めます。

9. 福祉避難所の指定

- 災害時における要配慮者の避難生活については、在宅、宿泊可能避難所、福祉避難所、緊急入所等が考えられますが、福祉避難所の対象は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、介護保険施設や医療機関等に入所、入院するに至らない程度の要配慮者を対象とします。
- 福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火構造を備え、治療や介護に適した空間を有するとともにバリアフリー化されているなど、要配慮者の利用に適している施設を対象とします。
- 市は、宿泊可能避難所では対応できない要配慮者のための特別な配慮がなされているなどの条件を予め定め、小・中学校、公民館などの宿泊可能避難所のうち、比較的環境が整っている宿泊可能避難所の一部の部屋を福祉避難所として使用します。
- 市は、適切な場所にこのような施設がない場合や、災害発生時に福祉避難所が不足する場合を想定し、要配慮者のために応急措置的な避難所が提供できるよう、公的施設や民間の施設等に対して協力依頼を行います。
- 福祉避難所においては、緊急事態発生時に医療機関への連絡等ができる体制の確保を行います。
- 福祉避難所においては、相談窓口を設置し、サービス提供やその他の調整を行う体制を確保するよう努めます。

10. 緊急入所等

- 避難所や自宅で生活することができない要配慮者のうち、身体状況の悪化により緊急に入院等が必要な方については、緊急入院、緊急入所、ショートステイにより対応します。
- 市は、入所者の安全確保と要配慮者の緊急入所に対応するため、社会福祉施設における緊急時の職員体制や緊急連絡網の整備が図られるよう働きかけるとともに、非常食及び医薬品等の備蓄、防災設備・資機材の充実、速やかな調達ができる体制を整えるよう努めます。

1 1. 社会福祉施設等との連携・協力体制の構築

1 1-1 社会福祉施設等との協力体制の構築

- 市は、社会福祉施設等の関係団体と協議し、災害発生時に緊急時一時入所等の対応を円滑に進めるため、関係団体と協定を締結するなど協力体制の構築に努めます。
- 市は、社会福祉施設等における災害時の利用者の安全対策について確認し、それぞれの施設の状況を踏まえた避難支援プランを作成するよう要請します。
- 市は、社会福祉施設等において、入所者および通所者の安否確認並びに施設の安全等の確認が迅速に行われるよう指導します。

1 1-2 介護事業者との連携

- 介護事業者等が平常時から要配慮者等に接していることから、市は地域での要配慮者の避難支援活動や災害発生時の情報伝達、安否確認等についての協力体制の構築に努めます。
- 市は、ケアマネジャー・ホームヘルパー等、日常的に要配慮者に接する職員の災害対応についてのマニュアルを作成するよう、介護事業者に働きかけます。

1 1-3 相談体制や在宅福祉サービス提供体制の構築

- 健康福祉局は、保健所と連携して、災害時に特に必要性が高まる要配慮者の相談対応について、地域包括支援センター等との協力体制の構築を図ります。
- 健康福祉局は、保健所と連携して、避難された要配慮者の状況に応じて必要な保健・福祉サービスを提供するための所要の体制整備を図るとともに、必要な在宅福祉サービス等が引き続き提供できるよう、関係機関との協力体制の構築を図ります。

第6章 船橋市の取組み（災害発生時）

船橋市域において災害が発生または災害が発生するおそれのある場合には、設置基準に基づき船橋市災害対策本部（以下「市本部」という）を設置し災害応急対応を行います。

1. 災害・避難情報の提供

- 市本部は、大規模災害時等に円滑かつ迅速に要配慮者を避難させるため、非常災害時における災害情報等について、防災行政無線、広報車、ふなばし災害情報メール、緊急速報メール、市ホームページ、テレビ等の文字放送、ラジオ等、多様な手段を活用して正確な情報を迅速に提供します。
- 市本部は、これらの情報を社会福祉施設へ、上記の手段に加え電話等の口頭伝達も用いて早急な伝達の指示等を行います。
- 市本部は、各団体の要望に係る市の窓口を一本化し、連携するための仕組みをつくりま

す。

2. 災害時の初期初動対応

2-1 安否確認、救出・救護、避難誘導の実施

- 避難行動要支援者の安否確認、救出・救護、及び避難誘導は地域があらかじめ管理している情報を基に行うことが基本になりますが、地域では把握しきれない情報もあり得ることから、地域での避難支援行動を補う必要があります。そのため、市は地域の協力を得て、宿泊可能避難所ごとに整理しておいた避難行動要支援者名簿に基づき避難行動要支援者の避難状況を確認し、安否が未確認の場合は地域に迅速な安否確認を依頼し、必要に応じて救出・救護、避難誘導等を依頼します。

2-2 社会福祉施設の被害状況等の把握

- 市本部は、地域や社会福祉施設などの協力を得て、社会福祉施設の被害や負傷者等の情報を把握します。また、被害等の状況をふまえ、要配慮者がより安全に避難できるよう、関係機関と協力しながら支援活動を行うとともに、情報提供を行います。
- あわせて、市本部は社会福祉施設及び福祉避難所として指定している施設の被害や負傷者等の状況を把握するとともに、緊急一時入所等の受入の可否及び受入可能人数等を把握します。

2-3 専門的かつ緊急性を要する人への対応

- 市本部は医師会と連携し、医療機器への依存度が高く緊急性を要する人へ医療機関の情報を提供するとともに、県等と連携し広域的な医療機関の情報を収集し、治療が滞ることのないよう調整を図ります。

2-4 福祉避難所の開設

- 市本部は、宿泊可能避難所では対応が困難な要配慮者のために、災害発生時には、事前に指定した福祉避難所を開設します。また宿泊可能避難所の一部の教室についても福祉避難所として開設します。
- 指定していた福祉避難所のみでは量的に不足する場合は、市本部で検討の上、市全域で調整を行います。市全域での調整後も不足する場合は、市本部と県が協議の上、他都市へ協力を要請します。
- 市本部は、宿泊可能避難所に避難している要配慮者について、宿泊可能避難所での避難生活が困難と認められる場合には、その程度に応じて緊急入所対応もしくは福祉避難所への移送を行います。
- 要配慮者の安心に配慮し、要配慮者の家族についても、避難状況等を検討の上、家族による介護が可能な場合に限り福祉避難所に避難することとします。
- 福祉避難所において、地域包括支援センター等との協力のもと、災害時に特に必要性が高まる福祉サービス、健康に関すること、要配慮者への生活支援や心のケア等、要配慮者特有の相談対応にあたります。

3. 被災後の避難生活支援

3-1 要配慮者の実態把握

- 市本部は、地域の協力を得て、要配慮者の避難にかかる実態等を的確に把握し、調査結果のとりまとめと今後の支援策の検討を行います。

ア 把握の方法

- 避難所において、要配慮者の避難状況の把握を行います。
- 在宅で生活を継続している要配慮者に対して、地域や介護事業者の協力を得て一人ひとりから聞き取りを行います。

イ 主な聞き取り内容

- 健康状態 • 必要なサービス • 生活の状況（同居家族、介助者等の有無など）
- 今後の生活についての意向（どこに住むかや親戚の所に行くか等）

3-2 被災後の生活関連情報の提供

- 市本部は、介護用品を含む生活用品を必要とする要配慮者及びその家族と介護者に対し、物資の入手情報を早期に提供します。また、避難状況等から不足が予測されるものについては、市本部が調達について調整します。
- 市本部は、要配慮者が情報から孤立しないよう、携帯電話のメール、テレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線、広報車等、要配慮者の状況に応じた多様な情報提供手段の活用を図ります。
- 市本部は、在宅の要配慮者に向けては、地域の協力を得て必要に応じ訪問するなど確実に情報が伝達されるよう努めます。

3-3 医療機関、福祉避難所等への移送

- 市本部は、地域の協力を得て、要配慮者の健康状態やニーズ等を踏まえ、医療機関または福祉避難所への移送、社会福祉施設への緊急入所、緊急ショートステイなどの対策を検討し、迅速かつ的確に対応します。市本部はこれらの対応にあたって全市的な状況把握を行うとともに、市での対応が困難な場合には県からの支援等も含む広域的な関係機関との連絡調整を行います。

ア 医療機関への移送

- 重症患者等が発生した場合には、速やかに医療機関へ移送します。

イ 社会福祉施設等への緊急入所等

- 常時の介護や治療が必要で避難所や自宅での生活が困難になった要配慮者等については、あらかじめ協定等で締結した内容に基づき、施設への緊急入所、緊急ショートステイ等の措置を講じます。また、急性の医療ケアが必要な場合には病院等への入院手続きを講じます。

ウ 福祉避難所への移送

- 避難所や自宅で生活することが困難な人とその家族（避難状況を検討した上、家族による介護が可能な場合に限る）については、その必要なサービスの内容を踏まえ、できるだけ速やかに福祉避難所へ移送します。

3-4 要配慮者に配慮した食事や生活用品の提供

- 市本部は、要配慮者に配慮した食料を調達し、地域の協力を得て避難所で提供するよう努めます。
- 市本部は、要配慮者に配慮した介護用品を含む生活用品を調達し、地域の協力のもと避難所で提供するよう努めます。

- ・市本部は、避難生活が中長期化するような場合については、在宅福祉サービスが従前どおり提供できるよう関係機関と連携を行います。

3-5 要配慮者の相談窓口の設置

ア 宿泊可能避難所への相談窓口の設置

- ・市本部は、福祉サービス、健康に関することなど要配慮者特有の相談に対応できる要配慮者の相談窓口を、地域包括支援センター等との協力のもと、宿泊可能避難所に開設します。

イ 在宅を始めとした要配慮者専用の相談窓口の設置

- ・市本部は、福祉サービス、健康に関することなど要配慮者特有の相談に対応できる要配慮者の相談窓口を、保健センター及び必要に応じて地域包括支援センターに開設します。

3-6 医療・保健・福祉サービスの提供

- ・市本部は、医療団体や専門性の高いボランティア組織、社会福祉施設、サービス提供事業所と連携して要配慮者の避難生活を支援し、全市的な要配慮者の状況把握を行うとともに、市での対応が困難な場合は市外部からの支援等も含む広域的な関係機関との連絡調整を行います。

ア 医療や保健・福祉サービスの実施

- ・市本部は、平常時に必要としていた医療・保健・福祉サービスが受けられない要配慮者に対して、医療団体や専門性の高いボランティア組織、社会福祉施設、サービス提供事業者等と連携し、多様な医療・保健・福祉サービスを利用できるようにして生活を支援します。

イ 健康面のケアの実施

- ・市本部は、保健師、栄養士等の巡回による、避難所や在宅の要配慮者に対する健康相談を実施するとともに保健指導や栄養指導を行い、疾病・感染症の予防や心身の機能低下の予防に努めます。
- ・医療が必要な場合や中断されている場合は、医療チームの巡回による対応、または医療機関を紹介し受診勧奨します。
- ・市本部は、トラウマ（心的外傷）やPTSD（心的外傷後ストレス障害）など、心のケアが必要な児童や高齢者等を把握するとともに精神的不安の解消を図ります。
- ・これらの支援については、避難所を退所した後も必要に応じて継続した支援ができるよう配慮します。

3-7 在宅の要配慮者への支援

- ・市本部は、地域や介護事業者の協力を得て、被災後も自宅で生活している要配慮者に対して、定期的に安否を確認するとともに心理的にも孤立しないよう配慮します。

4. 要配慮者に考慮した応急仮設住宅・公営住宅の入居及び支援

- ・市本部は要配慮者の応急仮設住宅への入居に対応するとともに、地域の協力を得て要配慮者が地域コミュニティに参加できるよう支援します。

4-1 応急仮設住宅の整備

- ・市本部は、可能な限り要配慮者が自立した生活を送れるように配慮した応急仮設住宅の整備に努めます。

4-2 応急仮設住宅・公営住宅の優先入居

- ・市本部は、避難所での長期生活での二次被害が生じないよう、入居者の選定にあたっては要配慮者を優先的に選定するよう配慮します。

4-3 見守り活動の実施

- ・市本部は、応急仮設住宅の居住者や手話通訳者等を含むボランティア団体等の協力を得て、巡回訪問による見守り活動を行い、要配慮者が孤立しないよう配慮します。

4-4 緊急に通報できる仕組みの整備

- ・市本部は、応急仮設住宅に移ったひとり暮らしの高齢者等には緊急に通報できる仕組みを整備し、自らの緊急事態を知らせることができる体制整備に努めます。